

公害弁連ニュース

**No.
186**

全国公害弁護団連絡会議

2019年1月1日

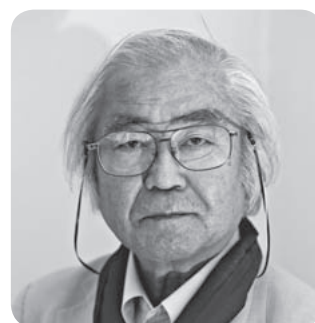
熊本中央法律事務所

熊本県熊本市中央区京町2丁目12番43号

TEL: 096-322-2515 FAX: 096-322-2573

巻頭言

故 大石 利生 さんを偲んで (水俣病の闘いとは)

公害弁連 代表委員・水俣病訴訟弁護団 事務局長
弁護士 板 井 優

長年にわたってノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟の原告団長を務められた大石利生（としお）さんが、『不知火の海にいのちを紡いで』（平成30年5月15日公刊 大月書店発行）を矢吹紀夫（やぶき としひこ）さんと出版されました。その出版記念祝賀会が、同月12日、熊本市内の熊本城を望むKKRホテル3階で行われました。私は、大石さんから依頼されて、この本の制作に協力しました。

わが国では、鉱物による煙害などの公害による（財産上の）損害は、戦前から裁判で解決を図ってきました。

しかし、人体被害の損害賠償、差し止め請求については、加害企業の持ち出すいわゆる「メカニズム」論などによって解決を阻まれてきました。この限界をどう突破するのか、これが昭和40年代の四大公害裁判の課題でした。私たちは、多くの連帯の中で被害を前面に立てた闘いを進めて国民世論を変え、被害者救済の闘いで世論を大きく

リードしました。こうして少なくとも損害賠償（人的被害）については裁判による解決の方向が明確に示されました。

勝利した裁判は、被害の訴えを前面に立てて消費者問題・ハンセン病問題などで闘いの成果を大きく広げています。その後の闘いはその成果を、被害を前面に立てて判決の射程距離を大きく広げたのです。大石さんの著作は、その一つとみてよいと思います。

史上最大にして空前の水汚染産業公害である水俣病が大石さんのかかわった事件でした。大石さんは、昭和15年7月17日に水俣市八ノ窪（水俣湾・チッソ水俣工場の傍）に生まれ、平成30年7月6日にお亡くなりになりました。

ところで、大石利生さんは、かつての水俣市民病院（水俣市）に入院していた急性劇症型の水俣病患者とも交流があったといいます。当時、大石さんは、急性劇症型の症状だけが水俣病と思い込み、自分はそれとは違うと思ったといいます。し

かし、これらは加害企業チッソや国が作り出した水俣病像であり、大石さんら多くの水俣病患者が水俣病の病像をゆがめて理解するものでしかありませんでした。これも原因の一つとなり全ての水俣病患者を救済する上で大きな障がいとなりました。

大石さん自身も、交通事故で足に車のガラス片が刺さって血が出て、知覚脱失の為、全く痛みを感じないという重篤な水俣病患者でした。

後年、大石利生さんはノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟の原告団長となり「全ての水俣病患者を救済する」立場から自らの考え・対応を大きく変えることとなります。大石さんの態度が大きく変わったのは、

- ①水俣病問題を解決するにはすべての患者の要求をまとめて行動する
- ②具体的には、裁判（判決）による解決の方向を探っていくことなどです。

その上で、解決を図るには患者の団結が必要であるが、一枚岩の団結と言っても、そのままではぼろぼろと崩れるので、日頃から団結を行う水俣病患者の不断の努力が求められるということでした。大石さん自身もどこに行くにも「ノーモア・ミナマタ原告団」の青いタスキ掛けをして水俣病患者の被害を訴えました。まさに、勝利は不断の努力の積み重ねる中でつかみとるものであることを大石利生さんの闘いの歴史は教えています。

水俣病患者は、昭和44年の第1次訴訟提訴以来、今日まで裁判を闘い続け、その年月は50年になろうとしています。今から10年ほど前、日弁連会館（東京）で、あるシンポジウムが開かれた際、私は中国政府から参加した担当者にその事実を伝えました。これには、流石に中国政府も驚きを隠せませんでした。

その約5年後に、今度は北京（中国）において、

日本の環境省、中国政府、日本のJAICA（独立行政法人国際協力機構）が研究会を行いました。当時、北京は碁盤目状に張り巡らされた一般道路（約100m幅）とその道路の上に作られた高速道路（約幅50m）による大気汚染によって昼間も薄暗いという中で、私は、日弁連を代表し「水俣病問題だけは中国は日本の例を学んではいけない」と発言しました。まさに、水俣病問題は日本人だけではなく人類にとっても克服しなければならない「負の遺産」だからです。当時、JAICAは約30億円を中国政府に供与する方針でした。

確かに、土地の私的所有権がしっかりと確立されていない中国の法制度の下では、大気汚染の発生を防ぐ力を発揮することは困難と言えます。そもそも中国では、そもそも水俣病のような（微細な化学物質による）類型の公害が顕在化すること自体も困難でしょう。その意味では、中国では日本における水俣病被害顕在化の分析を、より大きな視点から行うことが求められています。

水俣病第1次訴訟の時点では、出来得る限りの努力をして、水俣病被害を掘り起こすことが闘いの焦点でした。この活動の中から「やれることは何でもしよう」という視点が出てきました。この視点は、まさに、「勝つまで闘う」のではなく、「勝つために闘うにはどうしたらいいのか」という視点から出てきたことを意味します。

水俣病裁判の闘いの歴史は、水俣病第1次訴訟は「認定患者の補償をより実態に合うものにするための闘い」でしたが、水俣病第2次訴訟以降は、未認定患者が原告となり、「水俣病被害者をより幅広く救済していくもの」に変わっていききました。まさに「全ての水俣病患者を救済していくこと」が闘いの中心となりました。この点は、水俣病の闘いの歴史を分析する上で重要な事となりました。

もともと水俣病第2次訴訟は、水俣病第1次訴

訟の認定患者原告を支援するために展開されました。しかし、闘いの途中で昭和48年判決で第1次訴訟が勝利して「補償協定」が成立し、認定患者がその補償を受けることとなりました。その後、水俣病第二次訴訟の目的は、水俣病認定患者原告を支援することから、水俣病第2次訴訟原告（未認定患者約60人）の救済にスライドし、未認定患者原告が闘いの中心となったのです。大石利生さんらの闘いは、それ以降こうした未認定患者が裁判をして原告の救済範囲を広げていくものになっていきます。

ところで、水俣病はチッソだけが起こせるものではなく、国もこれに大きく関与しています。すなわち、水俣病の発生・拡大がチッソの責任であり、水俣病患者を放置・切捨てたのが国の責任として理解されるでしょう。国は、第2期石油化政策（原料の供給）を通じて、水俣病が発生してもそれを知らず（水銀の入った）アセトアルデヒドの供給を拡大するなどして水俣病の拡大をしてきました。しかし、水俣病における国の責任はこれに止まりません。

昭和34年11月、国（通産省（当時）東京工業試験場など）は、0.001のオーダーで水銀を規制できるとしていました。これを裏付ける通産省のデータもあります。ところが、昭和35年4月、通産省は、JIS（日本工業規格）を作り水銀の分析オーダーは0.025として、この能力ではチッソの工場排水と付近の河川水と区別がつかず規制は出来ないとしました。要するに、通産省は方針転換をして水俣病の拡大を容認したのです。ここに水俣病における国の責任の実態があります。しかし、国（厚生省）は、水俣病の拡大を防ぐために水銀の影響のある健康被害を防ぐことは十分可能でした。しかし、厚生省はこれを行わず水俣病被害は大きく拡大（結果として水俣病患者の切捨て）していきまふ。これが人命よりも経済を優先させ

た政策の実態です。

私たちは、その後に提起した水俣病第三次訴訟の活動の中で、①水俣病裁判の行われている県における県民世論を変えること、②日本の人口の半分を掌握する都道府県の世論の転換、③国会から内閣を包囲し、環境省を孤立させる闘い、④世界各国（マルタ・マレーシア・インド・アメリカ・ギリシャ・ブラジルなど）の世論の転換を図る中で国際世論の転換、⑤国連の世論を変える（アメリカ・ブラジルなど）闘いを展開しました。

そのための武器が、日本では水俣病問題をめぐって「司法と行政権力が一種の（もちろん銃器を使用しない）内乱状態にあること」を宣伝することでした。まさに、どうしたら勝つために闘うことになるのかが、課題となったのです。

未認定患者の救済、すなわち、「全ての水俣病被害への賠償」は、現在でもノーモア・ミナマタ第二次国賠訴訟などに引き継がれています。大石利生さんの思いを引継いだ視野の広い闘いを継続すべきです（2018年12月）。



在りし日の大石利生会長

避難者訴訟第1陣 控訴審第1回期日が開かれました

福島原発避難者訴訟弁護団
弁護士 笹山 尚人

2018（平成30）年12月3日、仙台高等裁判所において、避難者訴訟第1陣の第1回控訴審が開催されました。

法廷は大成功でした！以下その様子や感想などをお伝えします。

1 前提知識

私たち弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団です。2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、30名くらいの弁護団員が実働しています（たぶん）。

具体的には、福島第一原発周辺地域から国による避難指示によって避難を余儀なくされた避難者が原告の「避難者訴訟」、いわき市民約1600名を原告とした「いわき市民訴訟」、南相馬市から避難を余儀なくされた避難者（その後南相馬市に帰還した者を含む）を原告とする「南相馬訴訟」、その他いくつかの個別事例についての訴訟及びADRを遂行・準備中です。

避難者訴訟は、さらに第1陣から第3陣まで分かれており、第1陣が2018年3月22日に福島地裁いわき支部で判決を受けました。第2陣と第3陣はそれぞれいわき支部で審理を継続しています。

今回レポートするのは、この第1陣の控訴審ということになります。

2 法廷の様子

- (1) 福島地裁いわき支部の判決（原判決）は、慰謝料について中間指針を超える150万円あるいは70万円の加算を認める、という内容でした。我々は、150万円あるいは70万円の加算は被害実態を全く反映していない（低すぎる）とし、また被告東電には責任がないかのごとく誤った判断をしている、と評価しています。
- (2) 弁護団の意見陳述では、高橋力弁護士が責任論について、結論ありきの内容で、都合の良い解釈が多用されており、「極めて手が抜かれ、緻密さと説得力を欠いた判断と言わざるを得ません」と厳しく批判しました。損害論については、米倉弁護士と鳥飼弁護士から、「ふるさと喪失損害」の実態を説明し、原判決がそれを正面から受け止めなかったことを批判しました。
- (3) 原告本人の意見陳述がまた、すばらしいものでした。

早川原告団長は、いわき支部の裁判官は、検証で現地を訪れて悲惨な状況を自ら視察したにもかかわらず、低額の賠償しか認めなかったことについて、早川さんは、「極めて心ない判決」と悔しさをにじませました。

早川さんは、原発事故前から、東京電力および政府に対し福島原発の危険性を一貫して訴えて来られた方です。早川さんは、それが無視された結果、事故を招いたことについても触れ、控訴審の裁判官に対し「正義が通ること」を力

強く要求しました。

原告団事務局次長の小川さんは、双葉町で養蜂業等を営んでいた方ですが、避難生活中にご自身やご親族の健康状態が悪化して辛い思いをされたこと、養蜂業や農家レストランといった双葉町の自然を活かした生業が奪われてしまったことなど、過酷な避難生活の実情や故郷喪失の実情を語りました。

そして、最近、いわき市内で食堂を開業し、心細いながらも奮闘している様子を語り、「生きていくためには、歯を食いしばって何とか営業を続けていかなければなりません。そして、いつの日か双葉町でもやりたいです。」と故郷への思いをにじませました。

3 「成功」と評する理由

私が、今回の第1回期日を成功と考える理由は次のとおりです。

- (1) 原告の皆さんと支援者の皆さんとが法廷を満杯にして、緊張感ある法廷にしたことで、原判決の内容では到底納得出来ないという私たちの思いが高裁の裁判所に伝わったこと。
- (2) 高裁の裁判官はそれを受けて、原告本人尋問に対しても検証に対しても、これを否定的にとらえた発言をせず、むしろ、「判決を書く裁判官がきちんと迅速に審理をする」と、裁判全体

に前向きな姿勢を示したこと。

- (3) マスメディアの注目が大きく、テレビ報道を含め、期日の様子が広範に報道されたこと。
- (4) 法廷も、報告集会も、大きな法廷と弁護士会館の会議室がいっぱいに埋め尽くされ、関係者一同が認識を新たにして団結する機会となったこと。

国と東電とを追い詰めるためには、法廷の内容が緊張感を持ったものであるとともに、「私たちは納得していない」「このままでは許さない」という覚悟を、高裁と社会に見せつけることが必要です。

しかし、仙台高裁は、法廷の広さはいわき支部の比ではありません。原告席は30名分、傍聴席も79名分あります。これらの席を埋め尽くすだけでも並大抵ではない。原告らは仙台に住んでいるわけではないのですから。

それが、原告席はもちろん傍聴席も埋め尽くされました！集会も大盛況でした！

内容的にも大変熱気ある法廷となりました。ゆえに、成功したと思うのです。

4 今後に向けて

我々原告は、立証計画として、専門家証人、現地検証、本人尋問を申請する予定です。

ほかにも6つの事件が高裁にあがっています。しかし、地元福島で争ってきた福島地裁の生業訴訟、福島地裁いわき支部の避難者訴訟が、いずれも仙台高裁にかかっており、この仙台高裁のたたかいが、原告の人数からしても決定的に重要であることは間違いないと私は考えています。

両訴訟が手を携え、主戦場となった仙台高裁で勝ちきること。これは最重要課題と考えています。今後もがんばります。ご注目、ご支援下さい。



関西建設アスベスト大阪1陣訴訟高裁判決報告

大阪アスベスト弁護団
弁護士 小林 邦子

建設アスベスト訴訟の概要

建設アスベスト被害は、わが国最大のアスベスト被害である。過去に輸入されたアスベストは建材に集中的に使用され、これを現場で扱った建築作業従事者に、石綿関連疾患の被害が多発した。

国は、早くから石綿の危険性を知りながら、何ら規制を行わず、むしろ耐火構造の指定等を通じて石綿建材の使用を促進させた。また、建材メーカーは、危険性を知っていながら大量の石綿建材を製造販売して利益を追求し続けた。

そこで、全国の被害者が、国と建材メーカーの責任を追及すべく、訴訟を提起したのが、建設アスベスト訴訟である。2008年以來、全国6か所にそれぞれ1陣訴訟・2陣訴訟が提訴され、原告総数は約800名、被害者総数は約700名にのぼる。

これまで7つの地裁判決、4つの高裁判決が出されており、本判決は直近に出された判決である。

本判決の内容

本年9月20日、大阪高裁第3民事部は、建設アスベスト大阪1陣訴訟（原告数33名、被害者19名）について、国及び建材メーカーの責任を認める原告勝訴の判決を言い渡した。以下、論点ごとに本判決の内容を報告する。

【国の責任】

本判決は、1975年10月1日～2006年8月31

日における防じんマスクの着用や警告表示(掲示)の義務付けの規制権限の不行使につき、国の責任を認めた。ここでとられている判断基準は、泉南アスベスト最高裁判決の「適時適切に規制権限を行使すべき」というものであり至当であるが、石綿関連疾患の医学情報の集積状況に鑑みれば、違法時期の始期は、遅くとも1971年まで遡らせるべきであった。この点については、今後の訴訟において更に追求していく必要がある。

本判決は、白石綿も含む全ての石綿建材の製造使用を禁止することが遅れた国の責任を高裁で初めて認めた。製造使用禁止はアスベスト被害防止の根本的対策であり、この違法原因が認められた意義は大きい。しかも本判決は、地裁判決では1995年以降とされていた違法時期を1991年末時点まで遡らせた。

本判決は、いわゆる「一人親方」について、国賠法上の保護対象にあたるとして、国の責任を認めた。建築現場では、重層下請け構造のもとで多くの一人親方が存しているが、労働者と同様に建築現場で働き、同様にアスベスト被害を受けてきた。隔てのない救済は、全国の原告団の悲願であったが、本判決をもって、一人親方救済を認めた高裁判決が3つ続いたことになる。

【建材メーカーの責任】

本判決は、建材メーカー計8社の共同不法行為責任(民法719条1項後段を類推適用)を認めた。本訴訟で原告らは、作業実態や建材の使用状況、

建材ごとのマーケットシェアに基づいて被害者ごとに主要原因企業を特定し、共同不法行為が成立することを主張してきた。

本判決は、かかる原告の主張を認め、シェアと確率論に基づいて被害者ごとの共同不法行為者の特定を認めた。また、加害行為者全てを特定できない場合でも選択された共同不法行為者について寄与割合に応じて連帯して損害賠償責任を認めるなど、被害救済に適した柔軟かつ明快な論理構成をとっており、高く評価される。

【責任割合】

本判決は、石綿含有建材の普及は国の住宅政策も一因であること、製造禁止の規制権限不行使があることを理由として、建設アスベスト訴訟においては、初めて国の責任割合を2分の1とした。また企業の責任割合についても、全部責任を負うことを出発点とし、大部分の原告について基準賠償額の4割の賠償を認めた。その結果、本判決では賠償水準が従前よりも高いものとなっている。裁判所が、国と建材メーカーの責任をいかに厳しく見ているかを示すとともに、被害救済を一層大きく前進させるものである。

今後の闘い

本判決は、全国の原告団・弁護団・支援の努力の積み重ねの上に結実したものである。今後、最高裁では、これまでに全国の原告団・弁護団が勝ち取った成果を守り抜き、更に勝ち抜かなければならない。

そして何よりも、被害者救済への道筋を具体的に追求しなければならない。国に10回、企業に5回勝っても、なお解決に至らないというのは異常な事態である。私たちは、国に10連勝だと喜んでいるのではない。今もなお酸素タンクを引き



ずって裁判所に来る原告、厚労省の前でビラを配る原告を見て、怒りと悔しさ、さらには無力感すら覚えているのである。

全国で提訴した被害者約700名のうち、提訴後に約200名が亡くなった。さらに被害者が増え続ける中、全てのアスベスト被害者の救済のための「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設が必要である。裁判を全力で闘うのはもちろんのことであるが、今後は、公害や薬害などの過去の例にも学びつつ、制度創設による一日も早い全面解決を求めている。



築地市場問題は今が正念場

公害弁連 代表委員
弁護士 篠原 義仁



1

公害弁連も参加する「司法に国民の風を吹かせよう実行委員会」（通称「風の会」）は、昨年2月築地市場内の厚生会館で開催した学習会（200人参加）の続編として、築地市場問題の情勢が緊迫しているなかで、4月21日、連合会館に会場を移して、再び学習会を開催しました。会のタイトルは少し長いようですが、斗いの方向性を明確に定めて、「築地がええじゃないか！どっこい移転なんて！」とし、サブタイトルとして「食の安全をテーマに集い、真実を共有・発信しよう」としました。

「真実を共有」し、「発信しよう」としたのは、参会者1人ひとりが、どんな小さな組織でもいいので、1人でも多くの仲間に学習会の内容を伝え、築地問題は終わっていない、豊洲移転は必須という東京都側の宣伝と情報の不十分な開示・あるいは非開示に反撃して参加者みんなで行ってゆこうという思いを込めてのことでした。

この小報告もその目線からの情報提供です。

2

会では、TPP問題に取り組む団体の中心で築地市場問題に詳しい日本消費者連盟のメンバーが司会をつとめ、開会のあいさつは同じく消費者問題に取り組む主婦連副会長が担当し、冒頭から築地市場問題の重要性と緊急性が訴えられました。

メインの報告は、現場でこの問題に取り組む東京中央市場労働組合の中澤誠委員長、築地市場水産仲卸業者関係者でつくる「築地女将（おかみ）さん会」の山口タイ会長と荒井真沙子さん、食の安産問題と取り組む食健連に参加する農民連の斎藤敏之常任委員が担当しました。

その内容を要約すると、豊洲新市場の土壤汚染問題は、当初は頻繁に深刻な土壤汚染問題が報道されましたが、最近はその報道が行われず、世間的には収束したかに思われていますが、実は何ら改善されておらず、具体的解決案も提示されず依然としてその深刻さは増していること、狭くて不便で移動手段にも支障を来す新市場の構造は、仲卸業者等利用する側からみて数多くの欠陥を有し、その「施設の欠陥」は致命的であること、築地市場の仲卸業の目利き（いわゆる「築地ブランド」の確立）が場外市場とともに日本の食文化を支えてきたこと、この中小規模の仲卸制度を否定し、大手資本、外国資本主導の流通につくり替えようと結びついていること等々が多面的に報告されました。

築地市場の問題は、それ自体としても重要ですが、それは日本の食のあり方、食の安全、流通機構の改変とも密接に結びついているわけで、安易に築地を切り捨てて、土壤汚染の問題が解決していない、そして、施設に致命的欠陥のある豊洲への移転を許してはいけないということが強調されました。

3

この学習会と前後して、久しぶりの新聞報道として、4月20日付け新聞は、4月19日に開催された豊洲移転を前提とした築地市場の跡地活用案（「食のテーマパーク」構想）を検討するとして設置された、東京都の有識者会議の議論内容を紹介しました。その骨子は「豊洲市場に整備する観光拠点の千客万来施設とすみ分けるため」「両立や相乗効果を図る」といった両者に顔を立てる内容となっていて、それ以上の実質的検討はなく、そしてその実現の具体性の提示にもいたっていないものとなっています。

これは、築地跡地に集客能力のある同様の施設を作るという東京都の構想に対し、豊洲の先客万来施設に開業予定の事業者（神奈川の万葉倶楽部）が、築地に同様の施設ができることを懸念して「撤退を含めて検討」としていることに配慮して「両立」と明文化したものと「評価」されています。

ちなみに万葉倶楽部代表者は「小池都知事への信頼はゼロ」と公言し、豊洲開業に難色を示し、その一方で、小田原市と協力し、小田原城周辺での新たな事業展開を行うと、5月に入りその計画を公表しました。

こうした側面からみても、豊洲移転が順調に進むことについてはその困難性を増すに至っていません。

（5月16日付け報道は、「千客万来施設 - 豊洲集客の目玉 暗礁」との大見出しを付して「業者『築地活用』に反発 都再々公募踏み切れず」として、東京都の築地から豊洲への移転問題の困難性を強調するところとなっています。）

4

4月24日、東京都は、豊洲新市場（東京ガス

工場跡地）で行っている土壌汚染の「追加対策」工事現場を報道陣に公開しました。

その工事は、本年7月末までに工事を完了し、追加対策を提言した専門家会議の確認を得るとしています。

しかし、豊洲新市場の土壌汚染の危険性を指摘してきた専門家からは「地下には高濃度の汚染物質が残っており、追加対策は『臭い物にふた』にすぎず効果はない」と指摘されたり、「汚染物封じ込めで、地質汚染は大丈夫か?」と批判されたりしています。

したがって、まだまだ豊洲移転の困難性は克服されていません。

5

こうした実態のなかで、「築地女将さん会」は、3月26日から4月1日にかけて築地市場の水産部仲卸業者を対象に緊急アンケート調査を実施しました。

その調査結果では、豊洲新市場の諸問題が解決されたと思うかどうかの質問には、「ほとんど解決していない」が42.9%、「全く解決していない」が46.0%で、88.9%の人が未解決と回答しています。未解決の問題点としては、比率の高い順にいうと、①交通アクセス（81.2%）、②土壌汚染（75.0%）、③客が来てくれるか心配（74.3%）、④駐車場不足（67.0%）、⑤経営持続性（59.8%）、⑥物流効率性（45.2%）などとなっていて、地元で働く仲卸業者の心配ごとは尽きない様相を呈しています。

また、2020年の東京オリンピックに連動してこの計画については、圧倒的多くの人が批判し、東京都が実施している土壌汚染対策、追加工事対策についても信用できない、納得できないとして多くの批判が集中しています。

そして、結論的な質問である築地市場の移転計画については、①今からでも中止すべき (31.4%)、②もう一度凍結して話し合うべき (38.7%)、③移転はするべきだが仕切り直すべき (14.6%)、となっていて、④このまま進めてよい (4.6%) を圧倒的に上回っています。さらに、築地と豊洲のどちらで商売したいかの問いに対しては、①当然築地 (60.5%)、②できれば築地 (32.2%) の回答が圧倒し、③できれば豊洲 (2.3%)、④当然豊洲 (1.9%) を大きく上回る回答となっています。

豊洲移転をめぐる諸問題の実施と前記アンケー

ト調査結果に照らせば、「築地がええじゃないか! どっこい移転なんて!」というのは必然の結論とあってよい、と判断されます。

豊洲移転計画で、補修が必要とされている築地市場の補修問題は頓挫していますが、速やかにその補修を実行し、築地で働く人たちの要求に沿って、豊洲移転の計画を速やかに中止し、築地市場の活性化をめざす取組みの強化が求められています。

4月21日の学習会はそのことを再確認させた企画でした。

「よみがえれ！有明訴訟」 ～前代未聞の不当判決～

よみがえれ！有明弁護団
弁護士 中原 昌 孝



1 福岡高裁の非開門の和解勧告、 独立当事者参加の却下判決、 請求異議の認容判決

2010年12月の福岡高裁開門判決の履行期限を徒過した国に対し、我々は、2013年12月24日、佐賀地裁に間接強制を申し立てた。佐賀地裁は、2014年4月11日、1人当たり1日1万円の間接強制を決定し、この判断は2015年1月22日、最高裁での許可抗告審でも維持され、その後、間接強制金は1日2万円に増額された。

これに対し、国は請求異議訴訟を提訴し、開門差止仮処分によって相反する義務に板挟みとなったことなどの請求異議事由を主張したが、佐賀地裁はまったくと言っていいほど取り合わずに、早々に棄却判決を言い渡した。

国は、福岡高裁に控訴すると、この控訴審において初めて、開門確定判決が開門請求権を認める前提となった共同漁業権が10年で消滅したという請求異議事由を新たに追加主張した。

福岡高裁は、2018年2月26日に請求異議訴訟の審理を終結し、終結後の同年3月5日及び同年5月22日、勝訴漁民らに対し、請求異議訴訟での敗訴と間接強制金の返還をほのめかしつつ、国が提示する100億円の基金案が「唯一の現実的な方策」などとして、開門を前提としない基金案での和解勧告を2回にわたり行い、和解を迫った。

また、福岡高裁は、追い打ちをかけるように、同年3月19日、長崎地裁開門差止訴訟において、国の馴れ合い訴訟 & 控訴権放棄に対抗して控訴した漁民の独立当事者参加を却下する（その控訴を無効とする）判決を行ったが、勝訴漁民及び弁

護団は、有明海再生の道は開門にしかないという確信のもと、国の基金案での和解を拒否した。

2018年7月30日、福岡高裁は、確定判決が前提とした漁業権が2013年8月31日の10年の経過で消滅し、その後再設定された漁業権は別の権利であり、法的な同一性はないなどとして、一審佐賀地裁判決を取消して、開門確定判決に基づく強制執行は許さない、開門確定判決に基づく強制執行を停止するとして、確定判決をひっくり返すという前代未聞の判決を言い渡した。

この福岡高裁の請求異議判決は、司法が行政と一体となって、一度自らが認めた確定判決による権利を、再審手続によらずに覆すものといえ、裁判制度そのものを否定し、三権分立を定めた憲法に反する、司法の歴史に汚点を残す前代未聞の不当判決である。

2 3つの最高裁係属事件と長崎地裁での立証

小長井・大浦地区の漁民を原告とする開門請求訴訟は、2015年9月に最高裁（第二小法廷）に係属して、3年以上が経過している。

また、福岡高裁の独立当事者参加却下判決に対しては、2018年3月28日、最高裁判（第二小法廷）に上告・受理申立し、上告事件では、裁判を受ける権利の侵害や三権分立違反の憲法違反を主張し、また、上告受理申立事件では、従前の詐害防止参加及び権利主張参加の解釈や判例を逸脱していることを主張する理由書を提出した。

さらに、福岡高裁の請求異議認容判決に対しても、同年8月10日、最高裁（第二小法廷）に上告・上告受理申立を行い、理由書では、漁業権消滅論が、これまでの漁業法の解釈、物権的請求権の解釈からも矛盾すること、既判力制度の趣旨や信義則の観点から矛盾することなど、を主張し、今後

も漁業法の学者、民訴法の学者等に協力を求めるなどして、理由補充書の提出を検討している。

加えて、長崎地裁の小長井・瑞穂・国見2陣・3陣訴訟では、主張・争点整理を追えて、2019年1月28日、同年2月26日、同年3月18日、同年5月13日と、研究者尋問、当事者尋問の証拠調べに入る予定である。

3 開門を求める営農者との共闘

その一方で、優良農地との呼び声で2008年4月に開始された干拓農地における営農は、当初、41経営体で開始されたが、この10年間で10の経営体が離脱し、その都度、新たな経営体を募集するという状況である。

干拓事業によって造られた調整池はカモ被害や冷害・熱害などの農業被害をもたらし、干拓地の不等沈下による排水不良もまた深刻な農業被害を発生させている。揚水機場からポンプでくみ上げた農業用水にはシジミなどが混じり、悪臭を漂わせたり、あるいは、かんがい用のホースを貝殻等で詰まらせたりして営農に困難を発生させている。

離脱した経営体は多額の投資を回収できないまま、深刻な経営難にあえいでいる。

こうした中、2018年1月30日、干拓地営農を継続している2経営体が、開門差止訴訟から離脱し、開門と損害賠償を求めて訴訟に立ち上がった。

そして、同年5月22日には、漁民がこの訴訟に補助参加を申し、現在、一緒になって国に対し開門を求める共闘体制を構築している。

また、2経営体は、長崎県農業振興公社から、2018年4月以降、干拓地のリースの再設定を一方的に拒否され、同年3月29日、立ち退きを求める訴訟を提起されているが、これについても弁護団にて、共同で応訴対応を行っている。

この2つの営農者訴訟は、国が主張する非開門と基金案では何らの問題解決にならないことを明らかとしている。

4 今後の展望・課題

弁護団では、以上の3つの最高裁係属事件にて

破棄差戻しの判決を獲得し、かつ、開門を求める営農者と連携して、開門が干拓地営農の未来にとっても必要であることを訴えて、再び福岡高裁において、開門を含めた和解協議に持ち込む方針を立てている。

そのためには、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いしたい。

【若手弁護士奮戦記】 「ふるさとを返せ津島原発訴訟」 現地検証を終えて

ふるさとを返せ津島原発訴訟弁護団
弁護士 澤藤大河



弁護士の澤藤大河と申します。「ふるさとを返せ津島原発訴訟」弁護団です。

津島原発訴訟は、浪江町のうち山側のエリアである津島地域の住民が原告になっています。

津島地域は、原発事故の際、非常に濃厚な放射性プルームが飛来し、高い放射線量が持続しており、いまだに居住することができません。原則として、原告団全員が、事故当時津島に居住しており、今も帰ることができないという点で共通しています。

住民らが、原状回復して戻れるようにしてほしいという裁判を始めたいと考えて、原告団を結成し、弁護士を探したのだと聞いています。私は、弁護団の原始メンバーではありませんが、この話を聞いたときに「7人の侍」を思い出すのです。

津島はもともと肥沃な土地ではありませんでした。縄文時代の遺跡は見つっていますが、山岳地で寒冷であるため、耕作に適さず、明治初期あるいは戦後に開拓された農地が多いのです。まだまだ先祖が農地を切り開いた記憶が強く残ってい

ます。まさに「我が父祖が切り開いた土地」なのです。

その土地への愛情の深い津島に、人が住めなくなってからすでに7年間が経過しました。荒廃が進んでいます。地震で乱れた瓦から雨漏りになり、原発事故後の混乱で修理もできず、畳も床も腐っている家ばかりです。一尺角の立派な大黒柱のある豪壮な古民家が、朽ちていくのを見るのは、胸をかきむしられるようです。

人がいなくなってからはイノシシの天下です。7年のうちにイノシシは2、3世代交代しており、人間を見ても怖がらないどころか、人を威嚇してくる始末です。イノシシが泥浴びした跡は、雑草も生えないほどかき回されており、そこから大量の泥が流れ出します。泥は、側溝をふさぎ、水があふれ、畔を少しずつ削っていってしまいます。きれいに整備されていた農地と道路の境すらわからなくなってきています。

今、津島を車で走ると、樹高5mほどに育った若い柳の林でいっぱいです。新緑の季節は大変美

しいのですが、もと水田だったところが、7年間耕作できなかったことで、林になってしまっているのです。昔の写真を見せてもらっても、元が水田だったと想像するのも困難です。

家に帰れない状態が続くということが、どうしたことなのか、動画を作ったり、意見陳述をしたり、裁判官に分かってもらう努力を続けてきました。去る9月27・28日、裁判官を津島へ連れて行き、現地の検証（現地進行協議）を行いました。事前に、3回も予行演習を行いました。

1日目は雨、2日目は晴れながら裁判官が暑さで体調を崩すほどの厳しい天候でしたが、とても充実した内容で、裁判官に大きなインパクトを与えました。

第1に、津島の荒れ果て高線量である厳しい現状をしっかり認識してもらったことです。

検証当日計測された最高の線量は、70マイクロシーベルト毎時もの高い値でした。検証は、裁判官も当事者も全員タイベックスの防護服着用で行われました。昼食の場所は元保育所でしたが、裁判官も被告も、除染されていないと聞き、食べ終わったとたんに退出していきました。やはり怖いのでしょう。

裁判官も各現場にとっても強い関心を持ってくれました。移動中に原告団や弁護団に近づいてきて話しかけてきたり、荒れ果てた家で住民の説明を受けて、目に涙を浮かべる場面もありました。

津島の現状を検証するという趣旨からすれば、原告の感情などは、本来は検証対象ではないはずです。しかし、原告の実体験の迫力と、現地の荒廃具合は、被告からの異議を封じてしまいました。

被告からの異議が一日目には出なかったため、二日目から原告の口惜しさ、怒りも積極的に説明に入れていこうという方針になりました。二日目の原告の説明はさらに感情豊かに、さらに迫力を増しました。とはいえ、ベテラン弁護士から、「そ

こまで言って大丈夫かひやひやしていたよ」と後で言われました。経験がないというのは、恐れ知らずで強いこともあるのです。

第2に、裁判官にも被告にも、原告団と弁護団の団結の力を誇示したということです。

二日間にわたり、津島全域の20か所で説明を行いました。車列は、裁判所と当事者合計で15台にもなりますから、各現場で駐車スペースを確保するのも大変です。裁判所に随行するチームのほかに、7チームがそれぞれの場所に先行し、検証の準備をしました。全部で40人以上の原告団弁護団が行動しました。

津島地域は、基幹道路である114号線こそ自由通行が可能になりましたが、脇道にはすべてゲートが設置されており、環境庁の役人に連絡してゲートを開けてもらわなければ移動できません。

たくさんのチームを滑らかに動かすことは、大変なことであり、原告団事務局、特に事務局長の能力の高さは驚くべきものでした。

原告の一人である85歳の町議が、駐車誘導を行っていました。80歳の弁護士が、裁判官に示すパネルを持ちました。誰もが「俺が俺が」ではなく、やるべきことをやったのです。

これだけの大規模な行動を滑らかに実施できる力があるのだということを誇示する軍事演習のようだと思いました。

裁判は折り返しに近づいています。責任論は終え、現地もみてもらい、これから個別の損害の立証に入ります。

裁判官は、真面目な人で、私たちの主張をよく聞く姿勢を見せています。全国の他の訴訟とも手を携えて、検証の結果を生かし、良い判決につなげていきたいものです。

有明・原発・アスベストを励ます ～ 3月30日総会にお越し下さい～

公害弁護団連絡会議（公害弁連）事務局長
弁護士 板井 俊介



原発の闘いが高裁段階に移行し、アスベストが解決の正念場を迎え、よみがえれ！有明訴訟は不当判決を乗り越えつつ有明海の再生を目指す年を迎えます。水俣もいよいよ立証段階に入り、基地の闘いも粘り強い闘いが求められます。

今年、原発、アスベスト、有明に焦点を絞って、最高裁での闘いを経験したアスベスト弁護団の報告を交えたシンポジウムを開催致します。ご参加下さい。

有明・原発・アスベストを励ます ～ 3月30日総会～

日時／2019(平成31)年3月30日
場所／新宿農協会館
 (渋谷区代々木2-5-5)
開始／午後1時～午後4時
 (シンポ)、その後、総会
懇親会／近隣での懇親会を予定しています。

【巻頭言】

故 大石 利生 さんを偲んで(水俣病の闘いとは)

公害弁連 代表委員・水俣病訴訟弁護団 事務局長
弁護士 板井 俊

1

避難者訴訟第1陣 控訴審第1回期日が開かれました

福島原発避難者訴訟弁護団
弁護士 笹山 尚人

4

関西建設アスベスト大阪1陣訴訟高裁判決報告

大阪アスベスト弁護団
弁護士 小林 邦子

6

築地市場問題は今が正念場

公害弁連 代表委員
弁護士 篠原 義仁

8

「よみがえれ！有明訴訟」～前代未聞の不当判決～

よみがえれ！有明弁護団
弁護士 中原 昌孝

10

【若手弁護士奮戦記】

「ふるさとを返せ津島原発訴訟」現地検証を終えて

ふるさとを返せ津島原発訴訟弁護団
弁護士 澤藤 大河

12

有明・原発・アスベストを励ます
～ 3月30日総会にお越し下さい～

公害弁護団連絡会議（公害弁連）事務局長
弁護士 板井 俊介

14